

令和8年度

当初予算案等説明資料

	ページ
1 福祉局所管予算案	
(1) 総括	1
(2) 重要施策の概要	3
(3) 款項目別説明資料	
① 一般会計（議案第27号）	21
② 介護保険事業特別会計（議案第30号）	43
(4) 債務負担行為	57
(5) 負担金、補助及び交付金	59
2 条例案	
議案第68号 福岡市介護保険条例の一部を改正する条例案	63
3 組織編成案	79

福祉局

1 福祉局所管予算案

(1) 総括

区 分	令和8年度 予算額(A)							
	歳入	歳出 (対前年度伸率)	財源内訳				当該事業財源 【うち一般会計繰入金】	一般財源 (対前年度伸率)
			特定財源			その他		
			国県支出金	地方債				
一 般 会 計	千円 112,536,231	千円 183,633,407 (0.6%)	千円 108,488,222	千円 1,111,333	千円 2,936,676	千円 -	千円 71,097,176 (4.2%)	
介 護 保 険 事 業 計 特 別 会 計	131,591,539	131,591,539 (2.9%)	46,288,855	-	34,031,302	51,271,382 【21,295,219】	-	
局 計	244,127,770	315,224,946 (1.6%)	154,777,077	1,111,333	36,967,978	51,271,382 【21,295,219】	71,097,176 (4.2%)	

(差引増減)

区 分	差引増減(Δ) (令和8年度予算額：A - 令和7年度予算額：B)							
	歳入	歳出	財源内訳				当該事業財源 【うち一般会計繰入金】	一般財源
			特定財源			その他		
			国県支出金	地方債				
一 般 会 計	千円 Δ 1,764,807	千円 1,086,853	千円 Δ 1,913,925	千円 Δ 30,000	千円 179,118	千円 -	千円 2,851,660	
介 護 保 険 事 業 計 特 別 会 計	3,733,067	3,733,067	1,311,740	-	979,340	1,441,987 【 623,549】	-	
局 計	1,968,260	4,819,920	Δ 602,185	Δ 30,000	1,158,458	1,441,987 【 623,549】	2,851,660	

区 分	令和7年度 予算額(B)								
	歳入	歳出	財源内訳				当該事業財源 【うち一般会計繰入金】	一般財源	
			特定財源			千円			千円
			国県支出金	地方債	その他				
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
一 般 会 計	114,301,038	182,546,554	110,402,147	1,141,333	2,757,558	—	68,245,516		
介 護 保 険 事 業 計 特 別 会 計	127,858,472	127,858,472	44,977,115	—	33,051,962	49,829,395 【20,671,670】	—		
局 計	242,159,510	310,405,026	155,379,262	1,141,333	35,809,520	49,829,395 【20,671,670】	68,245,516		

(参考) 市全体の予算における福祉局所管予算の状況

区 分	令和8年度		令和7年度		令和6年度	令和5年度	令和4年度
	当初予算額 (対前年度伸率)	区分別 占有率	当初予算額 (対前年度伸率)	区分別 占有率	当初予算額 (対前年度伸率)	当初予算額 (対前年度伸率)	当初予算額 (対前年度伸率)
一 般 会 計	千円 1,131,811,000 (1.7%)		千円 1,112,830,000 (2.8%)		千円 1,082,537,000 (3.1%)	千円 1,049,756,000 (0.8%)	千円 1,041,010,000 (△ 1.3%)
福 祉 局 所 管 予 算	183,633,407 (0.6%)	16.2%	182,546,554 (△ 0.8%)	16.4%	183,985,574 (14.9%)	160,101,197 (2.2%)	156,692,809 (△ 29.6%)
特 別 会 計	691,900,951 (3.7%)		667,413,931 (△ 7.7%)		722,874,308 (3.2%)	700,726,477 (△ 2.1%)	715,523,605 (△ 7.2%)
福 祉 局 所 管 予 算	131,591,539 (2.9%)	19.0%	127,858,472 (2.0%)	19.2%	125,401,479 (4.5%)	120,018,279 (2.3%)	117,369,287 (△ 57.5%)
企 業 会 計	363,029,561 (2.5%)		354,070,520 (3.5%)		342,111,363 (2.4%)	333,950,498 (1.5%)	329,145,578 (△ 0.5%)
福 祉 局 所 管 予 算	—		—		—	—	—
全 会 計 合 計	2,186,741,512 (2.5%)		2,134,314,451 (△ 0.6%)		2,147,522,671 (3.0%)	2,084,432,975 (△ 0.1%)	2,085,679,183 (△ 3.3%)
福 祉 局 所 管 予 算	315,224,946 (1.6%)	14.4%	310,405,026 (0.3%)	14.5%	309,387,053 (10.4%)	280,119,476 (2.2%)	274,062,096 (△ 45.1%)

(2) 重要施策の概要

1 福岡100の推進	278,295千円
福岡100の推進	278,295千円
2 地域分野における取組み	83,113,597千円
ア 地域福祉活動推進のための基盤づくり	880,850千円
イ 身近な地域における絆づくり・人づくり・支え合い活動の推進	136,804千円
ウ 包括的な相談支援ネットワークの充実	1,985,306千円
エ 生活困窮者への支援	80,110,637千円
3 高齢者分野における取組み	132,044,003千円
ア 安心して暮らせる基盤づくり	1,837,309千円
イ いつまでも活躍できる環境づくり	4,121,519千円
ウ 要支援・要介護高齢者等への支援体制の充実	126,085,175千円
4 障がい者分野における取組み	58,457,954千円
ア 安心して地域で暮らせる基盤づくり	55,376,481千円
イ 多様性を認め合い、大切にしようまちづくり	71,870千円
ウ 誰もが活躍できる環境づくり	3,009,603千円
5 次期「福岡市保健福祉総合計画」の策定	12,670千円
次期「福岡市保健福祉総合計画」の策定	12,670千円

1 福岡100の推進

278,295千円

福岡100の推進

278,295千円

人生100年時代の到来を見据え、誰もが心身ともに健康で自分らしく活躍できる社会を目指す「福岡100」を産学官民オール福岡で推進する。

また、認知症コミュニケーション・ケア技法「※1ユマニチュード®」の国際会議の開催・普及促進、「認知症の人にもやさしいデザイン」の導入促進など、認知症フレンドリーなまちづくりを推進する。

★：新規、☆：拡充

項目名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	令和8年度取組方針
産学官民オール福岡による福岡100の推進	25,250	<ul style="list-style-type: none"> ○人生100年時代の到来を見据えた様々なチャレンジに、行政だけでなく企業、大学、市民等と連携して取り組む「福岡100」を平成29年度に開始 ○健康寿命の延伸に向けた取組みなど、人生100年時代に向けたアクションを促す情報発信をSNS等を活用し実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○人生100年時代の社会課題の解決に向けて、AIの活用も含めた新たな事業等の創出を目指す福岡100ラボや全世代交流イベント「100FES」の開催等により「福岡100」を推進
ユマニチュードの普及促進	137,888	<ul style="list-style-type: none"> ○家族介護者や専門職向けの実践講座を行うとともに、福岡市が独自で講師を養成し、地域の方々や児童生徒向けの入門講座を開催 ○高齢者施設におけるユマニチュードの効果に係るエビデンス調査を開始 ○国内外への情報発信拠点となる「国境なきユマニチュード推進本部」を開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者別の実践講座を行うとともに、全ての小中学校や公民館で入門講座を開催し、地域での更なる普及を促進 ○高齢者施設におけるユマニチュードの効果に係るエビデンス調査を継続 ☆国際会議の開催・日本ユマニチュード学会総会の共催等による更なるユマニチュードの普及促進

※1ユマニチュード：「見る」「話す」「触れる」「立つ」の4つの柱を基本とした、認知症の人とのコミュニケーションをスムーズにするケア技法

項目名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	令和8年度取組方針
認知症フレンドリーなまちづくり	115,157	<p>○認知症フレンドリーセンターを拠点として、市民や企業へ認知症の正しい理解を促進</p> <p>○「認知症の人にもやさしいデザイン」の導入を促進するとともに、認知症の人の行動の手助けとなる新しいサインを作成・検証</p> <p>○企業が認知症を正しく理解し、認知症にフレンドリーな製品やサービスの開発等に活かすための勉強会を実施</p> <p>○認知症初期集中支援チームによる支援など、認知症の人や家族が安心して自分らしく暮らせるよう、多様な取組みを実施</p>	<p>○認知症フレンドリーセンターを拠点として、市民や企業へ認知症の正しい理解を促進</p> <p>○「認知症の人にもやさしいデザイン」の導入を促進</p> <p>○企業が認知症を正しく理解し、認知症にフレンドリーな製品やサービスの開発等を推進することにより、認知症の人の社会参加・活躍を促進</p> <p>○認知症初期集中支援チームによる支援など、認知症の人や家族が安心して自分らしく暮らせるよう、多様な取組みを実施</p>

2 地域分野における取組み

83,113,597千円

ア 地域福祉活動推進のための基盤づくり

880,850千円

地域福祉推進の柱である社会福祉協議会や民生委員・児童委員への支援・連携を進めるとともに、あらゆる世代において、「ともに生き、支え合う意識」の醸成を図る。
また、ユニバーサルデザインの理念に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを推進する。

★：新規、☆：拡充

項目名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	令和8年度の取組方針
社会福祉協議会と連携した取組み	473,515	○日常生活の支援や空き家の福祉的活用など、地域福祉の推進に取り組む福岡市社会福祉協議会の運営や活動を支援	○日常生活の支援や空き家の福祉的活用など、地域福祉の推進に取り組む福岡市社会福祉協議会の運営や活動を支援
民生委員活動の支援	381,470	○民生委員法等に基づき、住民の相談支援等を行っている民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを推進	○民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを推進 ☆民生委員の役割や活動を周知するため広報を強化 ★オンライン会議・情報共有が可能なアプリの導入を支援
公民館への地域福祉活動支援員の配置	13,376	○7校区に地域福祉活動支援員をモデル配置し、地域福祉活動を支援	○7校区に地域福祉活動支援員をモデル配置し、地域福祉活動を支援するとともに、検証を実施
バリアフリーのまちづくり	12,489	○旅客施設や道路等のバリアフリー化を進めるとともに、出前講座やバリアフリー教室等を実施し、ハード・ソフト両面からバリアフリー化を推進 ○認知症の人にもやさしいデザインも取り入れた「施設整備マニュアル」の改訂 ○誰もが気軽に安心して外出できる環境づくりのため、市内全域にベンチの設置を推進	○ハード・ソフト一体的なバリアフリー化に官民連携して取り組む ○「福岡市バリアフリー基本計画」を改定 ○誰もが気軽に安心して外出できる環境づくりのため、市内全域にベンチの設置を推進

イ 身近な地域における絆づくり・人づくり・支え合い活動の推進

136,804 千円

住民に身近な圏域において、地域福祉活動の充実に向けた支援を図るなど、様々な形で支え合い・助け合い活動に参画できる仕組みづくりを推進する。

★：新規、☆：拡充

項目名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	令和8年度取組方針
買い物等の支援	27,882	○買い物支援推進員による、企業、事業所等の多様な主体が参加する、地域の支え合いによる買い物支援の取組みを推進	○地域特性に応じた地域の支え合いによる持続可能な多様な買い物支援の実施 ☆オンラインでの買い物を支援する「スマホでお買い物講座」の充実
地域福祉活動の支援	108,922	○地域で高齢者が安心して生活できるよう見守り活動を行うふれあいネットワークや、孤立防止や健康づくり等のためレクリエーション等を行うふれあいサロン等の地域福祉活動を支援	○ふれあいネットワークやふれあいサロン等の地域福祉活動を支援

ウ 包括的な相談支援ネットワークの充実

1,985,306千円

高齢者に関するニーズが多様化し、さらに課題が複合化・複雑化した社会状況の中で、地域の特性に応じた取組みを進めることにより、「地域包括ケア」を推進する。

また、地域と連携した支援体制や支援ネットワークの充実を図るとともに、高齢者・障がい者など様々な分野の相談支援機関との連携を強化するなど、包括的な支援体制の構築に向けた取組みを推進する。

さらに、福祉に関して様々な課題を抱える方に寄り添って相談を聴く福祉の総合相談窓口の体制の拡充に取り組む。

★：新規、☆：拡充

項目名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	令和8年度の取組方針
地域包括ケアの推進	1,899,396	<p>○関係機関・団体と連携し、保健（予防）、医療、介護、生活支援、住まいの各分野の取組みや終活支援など、分野横断的な取組みを推進</p> <p>○令和7年度に、これまでの「地域包括ケア」の取組みの振り返りを実施</p> <p>○地域包括支援センターを市内57か所に設置し、高齢者の健康や福祉、介護等に関する相談や高齢者が暮らしやすい地域づくり、地域の介護支援専門員への支援等を実施</p>	<p>○関係機関・団体との共働による取組みの充実を図るとともに、2040年に向けた新たな目標や課題を検討、次期アクションプランを策定</p> <p>○地域ケア会議を通じた高齢者の個別支援の充実や地域における課題への取組みの検討・実施</p> <p>○地域包括支援センターに高齢者人口に応じた職員を配置し、相談事業や高齢者が暮らしやすい地域づくり等を実施</p> <p>★地域包括支援センターの専門職への研修を拡充、医師によるアウトリーチ支援等を実施</p> <p>☆地域包括ケア情報プラットフォームのシステム更新</p>
包括的な支援体制の構築	85,910	<p>○民生委員のサポートを行う地域共生推進員を、福岡市社会福祉協議会に配置し、相談支援や同行訪問等を実施</p> <p>○多機関協働による包括的な支援体制の構築に向け、各分野の相談支援機関職員が参加する研修を実施</p> <p>○福祉の総合相談窓口において、福祉に関する様々な課題を抱えた方に包括的な相談支援を実施</p>	<p>○地域共生推進員による相談支援や多機関協働に向けた研修等を実施</p> <p>☆福祉の総合相談窓口に係員を増員し、相談支援体制を強化</p>

工 生活困窮者への支援

80,110,637千円

生活保護については、稼働可能世帯へのきめ細かな就労支援や高齢者世帯の在宅生活の支援等に取り組むとともに、子どもや保護者への伴走型支援や学習支援を拡充するなど、一人ひとりの状況に応じた支援を推進する。

また、生活自立支援センター分室を全区役所に設置し、相談支援体制を拡充するなど、生活困窮者自立支援制度に基づき、生活困窮者やホームレスの自立支援を推進する。

★：新規、☆：拡充

項目名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	令和8年度取組方針
生活保護世帯の支援	79,607,139	<p>○生活保護世帯に対し、保護費を支給するとともに、課題に応じた多様な支援を通して自立助長を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援 ・ 在宅精神障がい者支援 ・ 居住の安定確保支援 ・ 高齢者訪問・見守り等の強化 ・ 子どもの健全育成支援 	<p>○生活保護世帯に対し、保護費を支給するとともに、課題に応じた多様な支援を通して自立助長を図る</p> <p>☆生活保護世帯等の子どもや保護者への伴走型支援を実施し、子どもの状況を踏まえた学習支援を拡充</p> <p>★業務効率化や支援充実のため、生活保護業務における法令検索等にA I支援サービスを導入</p> <p>★ケースワーカーの訪問調査同行等を行う専門職員を全区に配置</p>
生活困窮者の支援	503,498	<p>○生活困窮者それぞれの状況に応じた包括的かつ継続的な支援等を実施し、対象者の自立を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立相談支援 ・ 住居確保給付金の支給 ・ 就労準備支援 ・ ホームレス自立支援 <p>○令和7年度から、生活自立支援センターに住まいの相談支援員を配置するとともに、住居確保給付金の拡充による転居費用補助を行い、居住支援を強化</p>	<p>○生活困窮者自立支援制度の一層の周知を図るとともに、関係機関と連携しながら、生活困窮者の自立に向けた支援を実施</p> <p>☆生活自立支援センター分室の全区展開及び相談支援員の配置により、生活困窮者に対する相談支援体制を強化</p>

3 高齢者分野における取組み

132,044,003 千円

ア 安心して暮らせる基盤づくり

1,837,309 千円

高齢者の暮らしの基盤となる住生活の支援や、高齢者の権利擁護に取り組むとともに、国内外からの介護人材の確保と質の向上に取り組む。
また、災害等が発生した場合に、高齢者の安全・安心を確保できる仕組みづくりを推進する。

★：新規、☆：拡充

項目名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	令和8年度の取組方針
高齢者の権利擁護	136,772	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見推進センターを中心とした広報・啓発や権利擁護支援ネットワークを活用した研修を実施 ○市民後見人の育成、活躍支援 ○市長申立以外も一定の基準に該当する後見人等の報酬を助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見推進センターを中心とした制度の利用促進や権利擁護支援ネットワークを活用した意思決定支援を含めた支援体制の推進 ○市民後見人の継続選任に向けた育成及び支援体制の構築 ○後見人等報酬の支払いが困難な方への助成を実施
介護人材の確保	76,109	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体と設置した福祉人材共働ワーキングにおいて、介護の魅力発信について検討・実施 ○介護職員初任者研修（無償）を開催し、修了者と訪問介護事業所等とのマッチングを実施 ○就労希望者と介護事業所とのマッチングを実施 ○介護人材交流・サポートセンターを開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉人材共働ワーキングによる介護の魅力発信を実施 ☆介護職員初任者研修（無償）や介護事業所とのマッチングの対象者を国内外に拡充 ★小中学生を対象とした介護職体験イベントを実施 ○介護人材交流・サポートセンターを運営
住生活の支援	1,616,531	<ul style="list-style-type: none"> ○要介護者等のいる世帯に対し、住宅を改造する際の費用の一部を助成（介護保険の住宅改修費の給付対象となるものを除く） ○軽費老人ホームへの運営費補助、養護老人ホームへの入所措置 	<ul style="list-style-type: none"> ○要介護者等のいる世帯に対し、住宅を改造する費用の一部を助成 ○軽費老人ホームへの運営費補助等を実施

項目名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	令和8年度取組方針
災害に強い体制づくり	7,897	<p>○福祉避難所の開設が見込まれる高齢者施設に対して、災害時に必要となる物資を配付</p> <p>○福祉避難所のあり方等について検討</p> <p>○業務継続計画等の実効性向上のため、高齢者施設にコンサルタントを派遣</p>	<p>○福祉避難所の開設が見込まれる高齢者施設に対して、災害時に必要となる物資を配付</p> <p>★福祉避難所（高齢者）に直接避難できる体制を整備</p> <p>☆高齢者施設の防災力向上のため、専門家による避難確保計画の点検・助言を実施</p>

イ いつまでも活躍できる環境づくり

4,121,519千円

加齢や慢性疾患により心身の機能が低下する「※²フレイル」を予防するため、身近な場所での健康づくり活動を支援するとともに、早期のアプローチや継続的な支援の仕組みの検討に取り組む。
 また、順次リニューアルする福岡100プラザを拠点とし、高齢者の社会参加を支援するとともに、働きたい高齢者の就業支援・企業の雇用促進に向けた取組みを推進する。
 さらに、地域における活動の場であるふくふくクラブ福岡（老人クラブ）の活性化を支援する。

★：新規、☆：拡充

項目名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	令和8年度取組方針
介護予防・フレイル予防の取組み	746,286	<ul style="list-style-type: none"> ○フレイルが増加する高齢期世代に加え、幅広い世代や企業等を通じた啓発を実施するとともに、各種教室・講座等の開催、データを活用したフレイルハイリスク者へのアウトリーチを実施 ○住民主体でフレイル予防に取り組む通いの場「よかトレ実践ステーション」の創出・活動を支援 ○高齢者の社会参加及び健康づくりの推進のため、介護保険施設等におけるボランティア活動を支援 ○フレイル予防を効果的に推進するため、※³ナッジの活用を検討・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ☆高齢期世代に加え、幅広い世代への啓発、スポーツクラブ等の企業と連携した取組みの充実を図るとともに、福岡大学病院と共同開発した※⁴ロコモ・フレイル予防運動プログラムを普及展開 ☆「よかトレ実践ステーション」等の通いの場において、専門職の派遣等の支援を強化 ☆介護支援ボランティア事業のICT化による効率化、受入れ施設の拡大 ○ナッジを活用した取組みを可視化し、関係部署向けマニュアルを作成 ★心身の機能が低下した高齢者が要介護状態となることを予防するため、早期のアプローチや継続的な支援の仕組みを検討
高齢者乗車券	2,022,538	<ul style="list-style-type: none"> ○地下鉄・バス・電車・タクシー等の公共交通機関の乗車料金の助成を実施 ○タクシー助成券の1乗車における利用枚数を拡充するなど、利用者の利便性を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の社会参加を促進するため、乗車料金の助成を実施 ☆乗り合いタクシー等の専用券の共通化等により、利便性を向上

※²フレイル：加齢とともに、心身の活力が低下し、「健康」と「要介護」の中間の状態にあること

※³ナッジ：人々に強制することなく、望ましい行動を促す工夫

※⁴ロコモ：ロコモティブシンドロームの略。骨・関節・筋肉等の運動器の障がいや衰えにより、「立つ」「歩く」といった移動機能が低下している状態のこと

項目名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	令和8年度取組方針
高齢者の就業支援	103,934	<p>○働きたい高齢者の支援や企業への高齢者雇用の働きかけを行い、両者のマッチングを実施</p> <p>○高齢者に臨時的、短期的な仕事を提供する福岡市シルバー人材センターを人的・財政的に支援</p>	<p>○高齢者への就業支援やシルバー人材センターへの人的・財政的支援を実施</p>
高齢者の活躍応援	247,538	<p>○退職等で生活スタイルの転換が見込まれる60歳前後世代への様々な活動を行うきっかけづくりのためのイベントを実施</p> <p>○高齢者の活動促進のため、貸切バスの利用助成を実施</p> <p>○高齢者の教養の向上や相互親睦の場を提供するために、各小学校区にいきいの家を設置</p>	<p>○イベントの実施や貸切バスの利用助成、活動の場の提供など高齢者の様々な活動の促進・支援を実施</p> <p>○内野、千早いきいの家を移転改築</p>
ふくふくクラブ福岡 (老人クラブ)の支援	129,019	<p>○健康づくりや社会奉仕活動など、地域で様々な活動を行っているふくふくクラブ福岡を支援するため、活動費の助成、運営の支援、事務負担軽減のためのサポート等を実施</p> <p>○地域の高齢者の見守りを行う友愛訪問について、活動費の助成や運営の支援を実施</p>	<p>★効果的な広報、運営改善や活動ノウハウの提供など、検討委員会設置と専門員の支援を通じたふくふくクラブ福岡の活性化を推進</p> <p>○活動の助成や事務負担軽減に向けたサポートなど、地域で様々な活動を行っているふくふくクラブ福岡の支援を実施</p>
福岡100プラザ	872,204	<p>○高齢者からの各種相談に応じるとともに、健康増進、教養の向上、レクリエーション等の便宜を総合的に提供するため、各区に設置し運営</p> <p>○人生100年時代における高齢者の社会参加の拠点施設として、高齢期の社会参加、元気な活躍を応援するため、コーディネーター配置等の機能強化に取り組むとともに施設のリニューアルを実施 (リニューアルオープン) 令和7年度：博多、西</p>	<p>○高齢者の社会参加の拠点施設として、様々な社会参加活動の支援を実施するとともに、順次施設のリニューアル等を行い、活動や交流に活用できるスペースやキッチン・DIYなど新たなチャレンジをサポートする機能の充実を図る (リニューアルオープン) 令和8年度：東、南、城南、早良</p> <p>★社会参加へのきっかけづくりや活動の活性化のため、生成AI活用講座等を実施</p>

ウ 要支援・要介護高齢者等への支援体制の充実

126,085,175千円

介護保険制度を円滑に運営するとともに、制度の持続可能性を確保するための取組みを推進する。
また、重度化防止に資する取組みを進める介護事業所の支援、介護事業所のDXや^{※5}ノーリフトケアの推進、介護サービス基盤の整備に取り組むとともに、様々な在宅支援サービスを提供する。

★：新規、☆：拡充

項目名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	令和8年度の取組方針
介護サービスの適切な提供	125,094,021	<p>○要介護認定を適正に行い、介護が必要な方のニーズに応じて、訪問介護や通所介護等の在宅サービス、特別養護老人ホーム等の施設サービス等を提供</p> <p>○支援が必要な方のニーズに応じて、介護予防や生活支援のサービスを提供</p> <p>○介護従事者を対象に様々な分野の研修を実施</p> <p>○重度化防止推進のため、介護サービス利用者の要介護状態改善の取組みを評価する事業と社会参加活動を促進する事業を実施</p>	<p>○要介護認定を適正に行い、介護が必要な方のニーズに応じて、必要なサービスを提供するとともに、介護サービスの質の向上を図る研修を実施</p> <p>○支援が必要な方のニーズに応じて、介護予防や生活支援のサービスを提供</p> <p>○介護サービス利用者の要介護状態改善の取組みを評価する事業等を実施</p> <p>★重度化防止推進のため、介護施設等の「^{※6}ADL維持等加算」の取得を支援</p>
介護サービスのDXの推進や経営支援	26,747	<p>○DXの推進に向けた複数の介護テクノロジーの導入・活用支援を実施</p> <p>○コンサルタントを派遣し、事業所の経営課題に対し、自主的・自律的な経営改善への取組みを支援</p>	<p>☆介護事業所へのDXやノーリフトケアの普及に取り組むとともに、経営改善につなげる支援を実施</p>
介護施設の整備	338,444	<p>○高齢者のニーズ等を踏まえ、特別養護老人ホームや地域密着型サービスを整備</p>	<p>○介護基盤整備のため、施設整備費用等の一部を補助</p>
在宅支援サービスの提供等	625,963	<p>○高齢者見守りのための通報機器の貸与やあんしんショートステイ等の在宅支援サービスを提供</p> <p>○介護知識や技術の普及を図るため、介護実習普及センターにおける介護講座等を実施</p>	<p>○高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、各種サービスの提供や介護実習普及センターでの介護講座の実施等により、在宅生活を支援</p>

※5 ノーリフトケア：被介護者を人の力のみで持ち上げる等の動作を避けることで、介護者の身体的負担の軽減や被介護者の安全・安心に配慮したケア技法

※6 ADL：食事、入浴動作等の日常生活動作

4 障がい者分野における取組み

58,457,954千円

ア 安心して地域で暮らせる基盤づくり

55,376,481千円

障がい福祉サービス事業所について、運営指導を強化し、事業所の適正化を推進するとともに、医療的ケアが必要な方や強度行動障がいのある方の受入れ、訪問型在宅レスパイト事業などの支援の充実に取り組み。

また、情報アクセシビリティの向上や、災害等が発生した場合の安全・安心が確保できる仕組みづくりを推進する。

★：新規、☆：拡充

項目名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	令和8年度の取組方針
障がい福祉サービス事業所への支援・指導体制の強化	45,104	<p>○障がい福祉サービスの質の確保及び事業所運営の適正化を図るため、令和7年11月から運営指導の委託を開始</p> <p>○障がい福祉サービス事業所の課題・ニーズを把握する調査を実施</p>	<p>○障がい福祉サービス事業所への運営指導を実施</p> <p>★障がい福祉サービス事業所に対し、制度の相談や報酬の加算取得を支援するサポートセンターを開設</p>
地域における障がい者の支援	1,430,570	<p>○総合的・専門的な相談支援、相談支援の人材育成、行動障がいのある方の伴走型支援等を行う市障がい者基幹相談支援センターを1か所設置</p> <p>○障がい児・者の生活全般に関する相談対応や緊急時の24時間対応、地域福祉の基盤づくり等を行う区障がい者基幹相談支援センターを14か所設置</p> <p>○手話通訳者、要約筆記者等の養成・派遣を実施</p> <p>○福祉避難所の開設が見込まれる障がい者施設に対して、災害時に必要となる物資を配付</p>	<p>○障がい者基幹相談支援センターにおいて、相談支援等を実施するとともに、障がい福祉サービス事業所等と連携した緊急時の対応体制づくりを推進</p> <p>☆行動障がいのある方とその家族に寄り添った伴走型相談支援を実施</p> <p>○手話通訳者、要約筆記者等の養成・派遣を実施</p> <p>★障がいのある方やその家族・支援者が必要な情報に迅速かつ容易にアクセスできるスマートフォン向けのアプリを導入</p> <p>○福祉避難所の開設が見込まれる障がい者施設に対して、災害時に必要となる物資を配付</p>

項目名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	令和8年度取組方針
障がい者グループホーム等の設置促進	79,864	<p>○地域における障がい者の住まいの場であるグループホームの設置促進のため、開設費用等を補助</p> <p>○日中活動の場である生活介護など、ニーズの高い事業所の施設整備費用の一部を補助</p>	<p>○グループホームの設置促進のため、開設費用等を補助</p> <p>○障がい者施設の整備費用の一部を補助</p>
重度障がい者のグループホーム等への地域移行支援	284,589	<p>○グループホームにおける重度障がい者の受入れを促進するため、生活支援員等の職員加配費用相当分を補助</p> <p>○強度行動障がいのある方の安定した地域生活を促進するため、支援拠点施設「か～む」で24時間、マンツーマンでの支援等を実施</p> <p>○強度行動障がいのある方の支援を行う事業所をサポートする人材を育成</p> <p>○生活介護や短期入所事業所を対象とした医療的ケア児・者等の受入れに必要な設備改修・備品購入費用を助成</p>	<p>○グループホームにおける重度障がい者の受入れを促進するため、生活支援員等の職員加配費用相当分を補助</p> <p>☆強度行動障がいのある方を支援するため専門人材の派遣等を行うとともに、複数事業所が支援内容を共有する「共同支援事業」等を実施</p> <p>☆生活介護や短期入所事業所を対象とした医療的ケア児・者等の受入れに必要な設備改修・備品購入費用の助成を拡充</p>
医療的ケア児・者や強度行動障がいのある方の受入施設の確保	105,154	【新規】	<p>★重度障がい者の受入れ先確保のため、重度の医療的ケア児・者や強度行動障がいのある方を受け入れる短期入所・生活介護事業所に経費の一部を補助</p> <p>★福祉型強化短期入所の空白地域で開設する事業所に対し、経費の一部を補助</p> <p>★最重度の医療的ケア児・者の家族のレスパイトを支援するため、こども病院における医療型短期入所（送迎や見守りを含む）を試行</p>
障がい福祉サービスの提供	53,431,200	<p>○障がい者のニーズに応じて、ホームヘルプ、短期入所、就労継続支援、施設入所等の障がい福祉サービスを提供</p> <p>○補装具や日常生活用具、特別障害者手当等の支給</p> <p>○訪問型在宅レスパイト事業について、24時間人工呼吸器を使用する方の利用上限時間を令和7年8月から試行拡充</p>	<p>○障がい福祉サービスを提供するとともに、補装具や特別障害者手当等を支給</p> <p>☆訪問型在宅レスパイト事業の利用上限時間の試行拡充を継続</p>

イ 多様性を認め合い、大切にしようまちづくり

71,870 千円

障害者差別解消法や福岡市障がい者差別解消条例の趣旨を踏まえながら、全ての人が互いに尊重し、支え合う社会の実現に向け、障がい理解及び差別解消の促進に取り組む。

★：新規、☆：拡充

項目名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	令和8年度取組方針
差別解消の推進	71,870	<p>○障害者差別解消法及び条例に基づき、差別の解消を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動等の実施 ・相談窓口の運営 ・障がい者差別解消推進会議等の運営 <p>○障がいのある人の権利擁護のため、成年後見人等の市長申立支援、報酬助成を実施</p>	<p>○啓発動画・パンフレット等による広報や地域への障がい当事者等の講師派遣を実施</p> <p>☆より効果的な啓発に取り組むためワーキンググループを設置</p> <p>○相談窓口や推進会議等の運営</p> <p>○成年後見人等の市長申立支援、一定の基準に該当する後見人等の報酬を助成</p>

ウ 誰もが活躍できる環境づくり

3,009,603千円

障がい者の就労支援や工賃向上の支援、外出支援、スポーツ・文化芸術活動を推進し、障がいのある人の社会参加を促進する。

また、障がい者スポーツセンターについては、全ての障がい者がスポーツを楽しみ、挑戦し、障がいの有無に関わらずスポーツを通して交流が生まれるインクルーシブなスポーツセンターとなるよう、移転建替による機能強化に向けた基本構想を策定する。

★：新規、☆：拡充

項目名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	令和8年度の取組方針
障がい者就労支援等	206,402	<p>○分身ロボットやパソコンを活用して、外出困難な重度障がい者等が自宅で就労する実証事業を実施</p> <p>○企業開拓や契約、受注に向けた事業所の体制づくりなど、一体的な支援を行うセンターによる工賃向上の支援を実施</p> <p>○障がい者就労支援センターにおいて、就職を希望する障がい者への個別支援や就労移行支援事業所等への支援、企業への啓発・助言を実施</p>	<p>☆外出困難な重度障がい者等が従事可能な市の業務を切り出し、パソコン等を活用したテレワークによる従事を試行</p> <p>○障がい者工賃向上支援センターによる工賃向上の支援や障がい者就労支援センターによる就労支援を実施</p>
障がい者の外出支援等	1,864,554	<p>○同行援護や移動支援など、視覚障がい等のため外出が困難な障がい児・者に対し、ヘルパーによる移動の支援を実施</p> <p>○障がい者の社会活動の範囲拡大のため、外出に係る費用の一部を助成</p>	<p>○外出が困難な障がい児・者への必要な援助を実施するとともに、外出に係る費用の一部を助成</p>
障がい者の社会参加促進	938,647	<p>○障がい者スポーツセンターで各種スポーツ教室や大会等を実施するとともに、障がい者フレンドホーム等で絵画や書道等の文化教室等を実施</p> <p>○安全に安心して施設を利用できるよう、計画的に建物や設備の改修を行うとともに、障がい者スポーツセンターの老朽化への対応と合わせて、機能強化に向けた調査・検討を実施</p>	<p>○障がい者スポーツセンターや障がい者フレンドホーム等において社会参加を促進</p> <p>○安全に安心して施設を利用できるよう、計画的に建物や設備の改修を行う</p> <p>★障がい者スポーツセンターの移転建替による機能強化に向けた基本構想を策定</p>

5 次期「福岡市保健福祉総合計画」の策定

12,670 千円

次期「福岡市保健福祉総合計画」の策定

12,670 千円

保健・医療・福祉に関する施策を総合的、計画的に推進するため、複合化・複雑化した課題に包括的に対応できる分野横断的な次期計画を策定する。

★：新規、☆：拡充

項目名	予算額(千円)	事業内容	
		これまでの取組み	令和8年度取組方針
次期「福岡市保健福祉総合計画」の策定	12,670	○「福岡市保健福祉総合計画」(計画期間：令和3～8年度)に基づき、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現に向けた取組みを推進	☆次期「福岡市保健福祉総合計画」(計画期間：令和9～14年度)を策定

(3) 款項目別説明資料

①一般会計（議案第27号）

（歳入）

予算案 説明書 （その 一） の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
46	16 分担金及び 負担金	1 負 担 金	3 保 健 福 祉 費 負 担 金	125,007	134,670	△ 9,663	△ 7.2
51 ～ 52	17 使用料及び 手数料	1 使 用 料	3 保 健 福 祉 使 用 料	20,137	20,046	91	0.5
59		2 手 数 料	3 保 健 福 祉 手 数 料	51	51	—	—
66 ～ 68	18 国庫支出金	1 国庫負担金	2 保 健 福 祉 費 国 庫 負 担 金	88,903,390	85,784,739	3,118,651	3.6
74 ～ 77		2 国庫補助金	3 保 健 福 祉 費 国 庫 補 助 金	3,248,554	3,144,942	103,612	3.3

説 明	
	千円
1. 障がい福祉費負担金	1,530
2. 高齢福祉費負担金	123,477
1. 心身障がい福祉センター使用料	1,436
2. 障がい者スポーツセンター使用料	218
3. 障がい者フレンドホーム使用料	126
4. 保健福祉施設使用料	2,694
5. 市民福祉プラザ使用料	15,663
保健福祉証明等手数料	
1. 障がい福祉費負担金	28,982,495
2. 介護保険費負担金	850,368
3. 生活保護費負担金	58,857,430
4. 中国残留邦人等支援費負担金	157,393
5. 社会福祉費負担金	55,704
1. 社会福祉費補助金	417,019
2. 障がい福祉費補助金	1,272,956
3. 障がい福祉施設整備費補助金	27,004
4. 高齢福祉費補助金	999,927
5. 生活保護費補助金	485,163
6. 介護保険事業費補助金	38,057
7. デジタル基盤改革支援補助金	8,428

(歳入)

予算案 説明書 (その 一) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
84	(18 国庫支出金)	(2 国庫補助金)	▲緊急経済 対策費金 国庫補助金	千円 -	千円 5,969,559	千円 △ 5,969,559	% 皆 減
84 ↳ 85			3 委 託 金	3 保 健 福 祉 費 金 委 託 金	39,727	38,722	1,005
86	19 県 支 出 金	1 県 負 担 金	2 保 健 福 祉 費 金 県 負 担 金	14,693,472	13,490,161	1,203,311	8.9
90 ↳ 92		2 県 補 助 金	3 保 健 福 祉 費 金 県 補 助 金	1,599,436	1,973,378	△ 373,942	△ 18.9
99		3 委 託 金	3 保 健 福 祉 費 金 委 託 金	3,643	646	2,997	463.9
100 ↳ 101	20 財 産 収 入	1 財 産 運 用 入	1 財 産 貸 付 入	80,565	79,873	692	0.9
102			2 利 子 及 び 配 当 金	12,942	11,249	1,693	15.1
106			2 財 産 売 払 入	2 物 品 売 払 入	242	121	121

説 明	
	千円
1. 社会福祉統計事務費委託金	9,055
2. 生活保護費委託金	21,892
3. 社会福祉費委託金	8,780
1. 介護保険費負担金	425,184
2. 障がい福祉費負担金	14,268,288
1. 社会福祉費補助金	13,750
2. 高齢福祉費補助金	449,784
3. 障がい福祉費補助金	581,794
4. 地域医療介護総合確保基金事業補助金	554,108
1. 遺家族等援護事務費委託金	646
2. 社会福祉費委託金	2,997
1. 土地貸付収入	47,266
2. 建物等貸付収入	33,299
1. 民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金利子収入	462
2. 地域保健福祉振興基金利子収入	12,480

(歳入)

予算案 説明書 (その 一) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
107 ↳ 108	21 寄 附 金	1 寄 附 金	3 保 健 福 祉 費 金 寄 附 金	千円 86,503	千円 73,044	千円 13,459	% 18.4
113	22 繰 入 金	8 地 域 保 健 興 金 金 地 域 保 健 興 金 金 基 礎 入 金	1 地 域 保 健 興 金 金 地 域 保 健 興 金 金 基 礎 入 金	427,828	434,030	△ 6,202	△ 1.4
		10 介 護 保 険 業 計 金 介 護 保 険 業 計 金 特 別 会 入 金	1 介 護 保 険 業 計 金 介 護 保 険 業 計 金 特 別 会 入 金	713,102	670,948	42,154	6.3
118	24 諸 収 入	2 保 険 料 収 入	1 保 険 料 収 入	92,141	84,162	7,979	9.5
119		4 貸 付 金 入 元 利 収 入	2 保 健 福 祉 費 金 入 貸 付 金 入 元 利 収 入	63,898	64,690	△ 792	△ 1.2
122		8 福 祉 費 収 入	2 保 健 福 祉 費 収 入	236,943	233,997	2,946	1.3
		10 受 託 事 業 入 収	2 保 健 福 祉 費 託 入 収 受 託 事 業 入 収	31,799	24,543	7,256	29.6
124		12 雑 入	1 違 約 金 及 び 延 納 利 息	1	1	-	-

説 明	
1. 社会福祉費寄附金	千円 6,408
2. 高齢福祉費寄附金	46,846
3. 障がい福祉費寄附金	33,249
地域保健福祉振興基金受入金	
介護保険事業特別会計受入金	
1. 雇用保険料収入	5,441
2. 厚生年金保険料収入	86,700
1. 生活保護世帯等一時貸付金	28,887
2. 災害援護資金貸付金	17,480
3. 災害援護臨時貸付金	17,531
介護給付費等収入 (障がい)	
製品加工受託収入	

(歳入)

予算案 説明書 (その 一) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
125	(24 諸 収 入)	(12 雑 入)	4 保 健 福 祉 費 入	千円 201,175	千円 187,668	千円 13,507	% 7.2
127			12 そ の 他 の 雑 入	844,342	738,465	105,877	14.3
129	25 市 債	1 市 債	3 保 健 福 祉 債	1,111,333	1,141,333	△ 30,000	△ 2.6
歳 入 合 計				112,536,231	114,301,038	△ 1,764,807	△ 1.5

説 明	
	千円
1. 心身障害者扶養共済掛金収入	37,356
2. 年金給付金	138,871
3. 後期高齢者医療制度事業費委託金	24,948
1. 社会福祉施設整備債	452,000
2. 老人福祉施設整備債	657,000
3. 災害援護資金貸付事業債	2,333

(歳出)

予算案 説明書 (その 一) の掲載 ページ	款	項	目	令和 8 年度 予 算 額 (A)	令和 7 年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
242 ↳ 247	4 保健福祉費	1 社会福祉費	1 社 会 福 祉 費 社 務 費	4,118,642	10,175,847	△ 6,057,205	△ 59.5

説 明			
			千円
1.	一般職職員給与費等 一般職職員・161人(うち会計年度任用職員・25人)	1,600,948	(1,635,639)
2.	保健福祉総合計画推進等経費 (次期保健福祉総合計画策定経費、保健福祉総合計画推進)	22,399	(17,648)
3.	民生委員経費	381,470	(388,485)
4.	市民福祉プラザ経費 (市民福祉プラザ運営経費、市民福祉プラザ整備)	414,357	(458,271)
5.	バリアフリーのまちづくり推進経費 (バリアフリーのまちづくり推進経費、福祉有償運送)	13,408	(16,455)
6.	地域での支え合い活動支援経費 (地域と連携した包括支援事業、地域での支え合い活動支援経費 等)	135,277	(144,469)
7.	生活保護世帯等一時貸付金	48,059	(48,018)
8.	福祉バス運営経費	50,110	(46,529)
9.	社会福祉関係負担金、補助及び交付金 (社会福祉協議会補助金、日常生活自立支援事業補助金 等)	615,224	(605,219)
10.	生活困窮者自立支援法関連経費	503,498	(502,509)
ア	生活困窮者自立支援事業 (生活自立支援センター運営事業、住居確保給付金 等)	267,144	(283,446)
イ	ホームレス自立支援事業(自立相談支援) (就労自立支援センター(相談)、巡回相談・アフターケア事業 等)	115,807	(105,502)
ウ	ホームレス自立支援事業(一時生活支援) (就労自立支援センター(運営)、シェルター(運営) 等)	117,523	(112,715)
エ	事務経費	3,024	(846)
11.	中国残留邦人等に対する支援	213,279	(225,077)
12.	その他の経費 (成年後見推進センター運営事業、地域福祉支援強化事業 等)	120,613	(128,274)
▲	物価高騰緊急支援給付金	—	(5,959,254)

(歳出)

予算案 説明書 (その 一) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
242 ↳ 247			(1 社 会 福 祉 費 総 務 費)	千円	千円	千円	%
268 ↳ 275		3 高 齢 福 祉 費	1 高 齢 福 祉 費 総 務 費	9,219,483	9,519,262	△ 299,779	△ 3.1

説 明			
		千円	
関連歳入			
(17)	使用料及び手数料	16,322	
	保健福祉施設使用料	659	
	市民福祉プラザ使用料	15,663	
(18)	国庫支出金	646,152	
	中国残留邦人等支援費負担金	157,393	
	社会福祉費負担金	55,704	
	社会福祉費補助金	417,019	
	社会福祉統計事務費委託金	7,256	
	社会福祉費委託金	8,780	
(19)	県支出金	25,937	
	社会福祉費補助金	13,750	
	地域医療介護総合確保基金事業補助金	8,544	
	遺家族等援護事務費委託金	646	
	社会福祉費委託金	2,997	
(20)	財産収入	13,173	
	民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金利子収入	462	
	地域保健福祉振興基金利子収入	12,480	
	物品売払収入	231	
(21)	寄附金	6,408	
	社会福祉費寄附金		
(22)	繰入金	198,435	
	地域保健福祉振興基金受入金		
(24)	諸収入	41,253	
	雇用保険料収入	601	
	厚生年金保険料収入	8,029	
	生活保護世帯等一時貸付金	28,887	
	その他の雑入	3,736	
(25)	市債	134,000	
	社会福祉施設整備債		
1.	一般職職員給与費等	627,585	(611,866)
	一般職職員・87人(うち会計年度任用職員・31人)		
2.	在宅要援護高齢者対策費	151,697	(126,451)
ア	高齢者施策等広報経費	3,958	(4,776)
イ	旧市立デイサービスセンター管理経費	31,657	(5,830)
ウ	生活支援事業	32,550	(32,042)
	(生活支援ハウス運営事業、日常生活用具、生活支援ショートステイ事業)		
エ	要介護高齢者支援	72,820	(72,909)
	(あんしんショートステイ事業、認知症疾患医療センター運営等事業 等)		
オ	住宅整備経費	10,712	(10,894)
3.	生きがい対策費	2,980,373	(3,194,498)
ア	シルバー人材センター助成	81,429	(81,245)
イ	福岡100プラザ事業費	550,395	(742,648)
	(福岡100プラザ整備、福岡100プラザ管理)		
ウ	いこいの家事業費	172,679	(221,489)
	(いこいの家整備、いこいの家運営)		
エ	ふくふくクラブ福岡活動費助成等	129,863	(125,365)
	(ふくふくクラブ福岡活動助成、ふくふくクラブ福岡活性化事業 等)		
オ	全国健康福祉祭参加費助成等	16,049	(11,317)
カ	敬老祝品等	7,420	(9,189)
	(敬老祝品等、外国人高齢者給付金)		
キ	高齢者乗車券交付事業	2,022,538	(2,003,245)

(歳出)

予算案 説明書 (その 一) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
268 ↳ 275			1 高 齢 福 祉 費 総 務 費				
276 ↳ 277			3 介 護 保 険 費	21,295,219	20,671,670	623,549	3.0

説 明		千円
4. 施設福祉対策費		2,243,745 (2,676,078)
ア 老人保護措置費		732,352 (776,188)
イ 介護施設等整備費 (高齢者施設等改修・設備整備事業、介護施設整備費助成)		848,764 (1,268,690)
ウ 軽費老人ホーム運営費助成等 (軽費老人ホーム運営費助成、産休等代替職員費補助金)		662,629 (631,200)
5. 介護保険実施円滑化事業 (介護保険実施円滑化事業、離島等対策事業)		24,166 (21,854)
6. その他の経費		3,191,917 (2,888,515)
ア 健康先進都市推進経費 (福岡100推進経費、ナッジを活用した高齢者の健康づくり推進事業)		30,249 (49,740)
イ 重度化防止の推進 (ADL維持等加算取得促進事業、要介護状態改善等評価事業 等)		29,129 (15,788)
ウ その他の経費 (いきいきセンターふくおか運営等経費、地域包括ケア情報プラットフォーム事業 等)		3,132,539 (2,822,987)
[関連歳入]		
(16) 分担金及び負担金	123,477	
高齢福祉費負担金		
(17) 使用料及び手数料	381	
保健福祉施設使用料		
(18) 国庫支出金	1,037,984	
高齢福祉費補助金	999,927	
介護保険事業費補助金	38,057	
(19) 県支出金	995,348	
高齢福祉費補助金	449,784	
地域医療介護総合確保基金事業補助金	545,564	
(20) 財産収入	73,646	
土地貸付収入	45,986	
建物等貸付収入	27,649	
物品売払収入	11	
(21) 寄附金	46,846	
高齢福祉費寄附金		
(22) 繰入金	713,102	
介護保険事業特別会計受入金		
(24) 諸収入	89,229	
雇用保険料収入	628	
厚生年金保険料収入	10,499	
違約金及び延納利息	1	
後期高齢者医療制度事業費委託金	24,948	
その他の雑入	53,153	
(25) 市債	657,000	
老人福祉施設整備債		
介護保険事業特別会計への繰入金 (介護給付費負担金、事務費等繰入金、低所得者保険料軽減負担金、地域支援事業費負担金)		
[関連歳入]		
(18) 国庫支出金	850,368	
介護保険費負担金		
(19) 県支出金	425,184	
介護保険費負担金		

(歳出)

予算案 説明書 (その 一) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
276 ↳ 287		4 障 が い 福 祉 費	1 障 が い 保 健 福 祉 費	65,175,767	59,555,302	5,620,465	9.4

説 明		千円
1. 一般職職員給与費等	1,208,903 (1,151,202)	
一般職職員・190人(うち会計年度任用職員・81人)		
2. 自立支援給付	57,980,886 (52,950,656)	
ア 障がい福祉サービス(在宅)	13,867,911 (12,799,855)	
(ホームヘルプサービス事業、短期入所、同行援護、行動援護)		
イ 障がい福祉サービス(グループホーム等)	8,695,691 (7,130,262)	
(障がい者グループホーム訓練等給付費等、重度障がい者グループホーム受入促進事業、障がい者グループホーム設置促進等事業)		
ウ 障がい福祉サービス(施設)	29,868,379 (27,526,583)	
(障がい者施設介護給付費等、フレンドホーム生活介護 等)		
エ 自立支援医療	3,884,001 (3,967,452)	
オ 補装具	328,791 (361,643)	
カ その他の事業	1,336,113 (1,164,861)	
(計画相談支援事業、障害者総合支援法施行経費、強度行動障がい者支援事業 等)		
3. 地域生活支援事業	2,220,005 (2,084,838)	
ア 相談支援事業	826,193 (827,440)	
(障がい者基幹相談支援センター事業、障がい者の地域生活支援機能強化事業 等)		
イ コミュニケーション支援事業	59,408 (54,818)	
(手話通訳者・要約筆記者等養成及び派遣、タブレット活用による障がい者サービス向上事業 等)		
ウ 日常生活用具	397,283 (352,710)	
エ 移動支援	718,037 (684,519)	
オ その他の事業	219,084 (165,351)	
(重度障がい者入浴サービス、日中一時支援、障がい者虐待防止事業 等)		
4. 在宅障がい児・者援護費	1,008,973 (966,490)	
ア 福祉手当	970,041 (939,947)	
(特別障害者手当等、市の福祉手当)		
イ 福祉電話等	1,875 (2,239)	
ウ 緊急通報システム	3,956 (4,079)	
エ 住宅整備経費	23,373 (13,882)	
オ 在宅酸素療法者に対する電気料助成事業	9,728 (6,337)	
▲ 障がい者配食サービス	- (6)	
5. 社会参加促進費	940,293 (958,361)	
ア 社会参加促進事業	447,960 (474,751)	
(公共交通機関費用助成、タクシー料金助成)		
イ 障がい者就労促進費	158,808 (155,594)	
(障がい者就労支援センター運営等経費、ICT活用による就労等支援事業)		
ウ 地域活動支援センター補助金	286,117 (288,610)	
エ 障がい者スポーツ・レクリエーション振興	47,408 (39,406)	
(障がい者スポーツ振興事業、在宅障がい者レクリエーション)		
6. 福祉活動促進費	100,183 (118,254)	
ア 福祉啓発	29,148 (28,200)	
(障がい者差別解消条例施行関連経費、福祉啓発)		
イ 福祉活動促進	4,355 (3,355)	
ウ 事業団事務局	19,086 (38,991)	
エ 障がい者工賃向上関連経費	47,594 (47,708)	

(歳出)

予算案 説明書 (その 一) の掲載 ページ	款	項	目	令和 8 年度 予 算 額 (A)	令和 7 年度 予 算 額 (B)	差引増減(Δ) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
276 ↳ 287			〔 1 障がい保健 福 祉 費 〕	千円	千円	千円	%

説 明			
			千円
7.	市立障がい者施設運営等経費	1,306,552 (1,025,574)
ア	フレンドホーム運営	218,471 (212,452)
イ	点字図書館運営	46,764 (46,061)
ウ	障がい者スポーツセンター運営	187,102 (185,294)
エ	心身障がい福祉センター運営	306,005 (300,987)
オ	障がい者生活・就労支援施設運営	55,502 (47,822)
カ	市立障がい者施設改善費 (市立障がい者施設改善、市立障がい者施設緊急修繕費)	492,708 (232,958)
8.	障がい者更生相談所経費	14,710 (15,142)
9.	その他の経費 (心身障害者扶養共済、訪問型在宅レスパイト事業 等)	395,262 (282,207)
▲	障がい福祉施設整備費	- (2,578)
	関連歳入		
(16)	分担金及び負担金	1,530	
	障がい福祉費負担金		
(17)	使用料及び手数料	3,485	
	心身障がい福祉センター使用料	1,436	
	障がい者スポーツセンター使用料	218	
	障がい者フレンドホーム使用料	126	
	保健福祉施設使用料	1,654	
	保健福祉証明等手数料	51	
(18)	国庫支出金	30,284,254	
	障がい福祉費負担金	28,982,495	
	障がい福祉費補助金	1,272,956	
	障がい福祉施設整備費補助金	27,004	
	社会福祉統計事務費委託金	1,799	
(19)	県支出金	14,850,082	
	障がい福祉費負担金	14,268,288	
	障がい福祉費補助金	581,794	
(20)	財産収入	6,930	
	土地貸付収入	1,280	
	建物等貸付収入	5,650	
(21)	寄附金	33,249	
	障がい福祉費寄附金		
(22)	繰入金	229,393	
	地域保健福祉振興基金受入金		
(24)	諸収入	474,012	
	雇用保険料収入	1,524	
	厚生年金保険料収入	25,458	
	介護給付費等収入	236,943	
	製品加工受託収入	31,799	
	心身障害者扶養共済掛金収入	37,356	
	年金給付金	138,871	
	その他の雑入	2,061	
(25)	市債	318,000	
	社会福祉施設整備債		

(歳出)

予算案 説明書 (その 一) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
288 ↳ 291		5 生活保護費	1 生 活 保 護 総 務 費	3,758,812	3,441,828	316,984	9.2
290 ↳ 293			2 保 護 費	80,040,747	79,158,172	882,575	1.1

説 明		千円																								
一般職職員給与費等																										
一般職職員・567人(うち会計年度任用職員・127人)																										
▲ その他の経費		- (6,874)																								
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">[関連歳入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(18) 国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">237,536</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 生活保護費負担金</td> <td style="text-align: right;">18,564</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 生活保護費補助金</td> <td style="text-align: right;">197,599</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 生活保護費委託金</td> <td style="text-align: right;">21,373</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(24) 諸収入</td> <td style="text-align: right;">45,055</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 雇用保険料収入</td> <td style="text-align: right;">2,669</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 厚生年金保険料収入</td> <td style="text-align: right;">42,386</td> <td></td> </tr> </table>		[関連歳入			(18) 国庫支出金	237,536		生活保護費負担金	18,564		生活保護費補助金	197,599		生活保護費委託金	21,373		(24) 諸収入	45,055		雇用保険料収入	2,669		厚生年金保険料収入	42,386		
[関連歳入																										
(18) 国庫支出金	237,536																									
生活保護費負担金	18,564																									
生活保護費補助金	197,599																									
生活保護費委託金	21,373																									
(24) 諸収入	45,055																									
雇用保険料収入	2,669																									
厚生年金保険料収入	42,386																									
1. 扶助費	79,045,718 (78,050,090)																									
ア 生活保護費	78,996,387 (77,999,793)																									
イ 自立支援事業等	6,346 (6,737)																									
ウ 就労自立給付金	18,685 (17,260)																									
エ 進学・就職準備給付金	24,300 (26,300)																									
2. その他の経費	995,029 (957,860)																									
ア 生活保護自立支援プログラム経費 (被保護者就労支援事業、子どもの健全育成支援事業 等)	606,792 (564,449)																									
イ その他の経費 (生保適正化、被保護者健康管理支援事業 等)	388,237 (393,411)																									
▲ 一般職職員給与費等		- (150,222)																								
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">[関連歳入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(18) 国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">59,135,377</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 生活保護費負担金</td> <td style="text-align: right;">58,838,866</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 生活保護費補助金</td> <td style="text-align: right;">287,564</td> <td></td> </tr> <tr> <td> デジタル基盤改革支援補助金</td> <td style="text-align: right;">8,428</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 生活保護費委託金</td> <td style="text-align: right;">519</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(24) 諸収入</td> <td style="text-align: right;">785,392</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他の雑入</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		[関連歳入			(18) 国庫支出金	59,135,377		生活保護費負担金	58,838,866		生活保護費補助金	287,564		デジタル基盤改革支援補助金	8,428		生活保護費委託金	519		(24) 諸収入	785,392		その他の雑入			
[関連歳入																										
(18) 国庫支出金	59,135,377																									
生活保護費負担金	58,838,866																									
生活保護費補助金	287,564																									
デジタル基盤改革支援補助金	8,428																									
生活保護費委託金	519																									
(24) 諸収入	785,392																									
その他の雑入																										

(歳出)

予算案 説明書 (その 一) の掲載 ページ	款	項	目	令和 8 年度 予 算 額 (A)	令和 7 年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
292 ↳ 293		6 災害救助費	1 災害救助費	24,737	24,473	264	1.1
歳 出 合 計				183,633,407	182,546,554	1,086,853	0.6

()内は前年度予算額

説 明			千円
1.	一般職職員給与費等 一般職職員・1人(うち会計年度任用職員・1人)	4,479 (4,215)
2.	災害救助費	20,258 (20,258)
	関連歳入		
(24)	諸収入	35,358	
	雇用保険料収入	19	
	厚生年金保険料収入	328	
	災害援護資金貸付金	17,480	
	災害援護臨時貸付金	17,531	
(25)	市債	2,333	
	災害援護資金貸付事業債		

②介護保険事業特別会計（議案第30号）

（歳入総括）

科 目	令和8年度予算額 (A)	令和7年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
介護保険料	28,682,455千円	28,295,851千円	386,604千円	1.4%
使用料及び手数料	13,319千円	18,102千円	△4,783千円	△26.4%
手数料	11,942千円	16,205千円	△4,263千円	△26.3%
収入証紙収入	1,377千円	1,897千円	△520千円	△27.4%
国庫支出金	28,512,840千円	27,670,378千円	842,462千円	3.0%
国庫負担金	22,105,923千円	21,436,415千円	669,508千円	3.1%
国庫補助金	6,406,917千円	6,233,963千円	172,954千円	2.8%
支払基金交付金	33,927,988千円	32,955,827千円	972,161千円	2.9%
介護給付費交付金	32,474,971千円	31,548,631千円	926,340千円	2.9%
地域支援事業支援交付金	1,453,017千円	1,407,196千円	45,821千円	3.3%
県支出金	17,776,015千円	17,306,737千円	469,278千円	2.7%
県負担金	16,984,320千円	16,538,789千円	445,531千円	2.7%
県補助金	791,695千円	767,948千円	23,747千円	3.1%
財産収入	18,685千円	11,565千円	7,120千円	61.6%
繰入金	21,805,927千円	20,698,544千円	1,107,383千円	5.4%
一般会計繰入金	21,295,219千円	20,671,670千円	623,549千円	3.0%
介護給付費準備基金繰入金	510,708千円	26,874千円	483,834千円	著 増
繰越金	783,000千円	835,000千円	△52,000千円	△6.2%
諸収入	71,310千円	66,468千円	4,842千円	7.3%
歳 入 合 計	131,591,539千円	127,858,472千円	3,733,067千円	2.9%

（歳出総括）

科 目	令和8年度予算額 (A)	令和7年度予算額 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
総務費	3,883,233千円	3,730,704千円	152,529千円	4.1%
一般管理費	3,882,509千円	3,729,966千円	152,543千円	4.1%
災害臨時特例費	724千円	738千円	△14千円	△1.9%
保険給付費	120,277,674千円	116,846,783千円	3,430,891千円	2.9%
居宅介護サービス等費	53,301,743千円	51,648,472千円	1,653,271千円	3.2%
地域密着型介護サービス等費	23,817,312千円	22,648,701千円	1,168,611千円	5.2%
居宅介護サービス計画等費	6,585,927千円	6,370,331千円	215,596千円	3.4%
施設介護サービス費	29,800,447千円	29,556,962千円	243,485千円	0.8%
福祉用具購入等費	211,379千円	203,252千円	8,127千円	4.0%
住宅改修等費	434,476千円	425,471千円	9,005千円	2.1%
高額サービス等費	3,215,342千円	3,128,816千円	86,526千円	2.8%
高額医療合算介護サービス費	464,841千円	452,326千円	12,515千円	2.8%
特定入所者介護サービス等費	2,363,531千円	2,332,221千円	31,310千円	1.3%
審査支払手数料	82,676千円	80,231千円	2,445千円	3.0%
地域支援事業費	5,852,220千円	5,678,472千円	173,748千円	3.1%
介護予防・日常生活支援総合事業費	4,939,592千円	4,799,776千円	139,816千円	2.9%
包括の支援事業・任意事業費	912,628千円	878,696千円	33,932千円	3.9%
基金積立金	18,685千円	11,565千円	7,120千円	61.6%
諸支出金	1,559,727千円	1,590,948千円	△31,221千円	△2.0%
歳 出 合 計	131,591,539千円	127,858,472千円	3,733,067千円	2.9%

(事業基数)

区 分	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	差引増減(△) (C) = (A) - (B)	対前年度伸率 (C) / (B)
被保険者数	926,600 人	917,600 人	9,000 人	1.0 %
第1号被保険者数	371,200 人	366,200 人	5,000 人	1.4 %
65歳～75歳未満	161,200 人	163,700 人	△ 2,500 人	△ 1.5 %
75歳以上	210,000 人	202,500 人	7,500 人	3.7 %
第2号被保険者数	555,400 人	551,400 人	4,000 人	0.7 %
要介護認定者数	78,990 人	77,080 人	1,910 人	2.5 %
要支援1	14,630 人	14,550 人	80 人	0.5 %
要支援2	11,380 人	11,060 人	320 人	2.9 %
要介護1	16,260 人	15,820 人	440 人	2.8 %
要介護2	11,660 人	11,460 人	200 人	1.7 %
要介護3	9,620 人	9,350 人	270 人	2.9 %
要介護4	8,950 人	8,640 人	310 人	3.6 %
要介護5	6,490 人	6,200 人	290 人	4.7 %
介護サービス利用者数	58,490 人	57,040 人	1,450 人	2.5 %
施設サービス	9,010 人	8,930 人	80 人	0.9 %
介護老人福祉施設	6,090 人	6,010 人	80 人	1.3 %
介護老人保健施設	2,210 人	2,210 人	－ 人	－ %
介護医療院	710 人	710 人	－ 人	－ %
在宅サービス	49,480 人	48,110 人	1,370 人	2.8 %
居住系サービス	5,510 人	5,430 人	80 人	1.5 %
標準的在宅サービス	43,970 人	42,680 人	1,290 人	3.0 %

(保険料:軽減前)

所得段階区分	令和6年度～令和8年度	
	保険料(年間)	基準額に対する乗率
第1段階	34,356 円	0.415
第2段階	49,257 円	0.595
第3段階	57,121 円	0.690
第4段階	74,506 円	0.900
第5段階	82,784 円	1.000
第6段階	91,063 円	1.100
第7段階	107,620 円	1.300
第8段階	132,455 円	1.600
第9段階	149,012 円	1.800
第10段階	165,568 円	2.000
第11段階	182,125 円	2.200
第12段階	198,682 円	2.400
第13段階	206,960 円	2.500
第14段階	215,239 円	2.600
第15段階	223,517 円	2.700

(保険料:軽減後)

所得段階区分	令和6年度～令和8年度	
	保険料(年間)	基準額に対する乗率
第1段階	20,282 円	0.245
第2段階	32,700 円	0.395
第3段階	56,707 円	0.685

(歳入)

予算案 説明書 (その 二) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度	令和7年度	差引増減(△)	対前年度
				予算額 (A)	予算額 (B)	(A) - (B) (C)	伸率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
34	1	1	1	28,682,455	28,295,851	386,604	1.4
	2	1	1	11,942	16,205	△ 4,263	△ 26.3
		2	1	1,377	1,897	△ 520	△ 27.4
35	3	1	1	22,105,923	21,436,415	669,508	3.1
	2	2	1	4,571,050	4,440,657	130,393	2.9
			2	1,520,788	1,474,971	45,817	3.1
			3	124	120	4	3.3
4			82,505	91,671	△ 9,166	△ 10.0	

説 明	
	千円
1. 現年賦課分	28,603,784
2. 滞納繰越分	78,671
介護サービス事業者指定申請等手数料	
介護サービス事業者指定申請等手数料収入証紙収入	

(歳入)

予算案 説明書 (その 二) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
35	3 国庫支出金	2 国庫補助金	5 介護保険 者努力支 援交付金	186,782	186,779	3	0.0
			6 介護保険 事業費 補助金	45,668	39,765	5,903	14.8
	4 支払基金 交付金	1 支払基金 交付金	1 介護給付 費金	32,474,971	31,548,631	926,340	2.9
			2 地域支援 事業交 付金	1,453,017	1,407,196	45,821	3.3
36	5 県支出金	1 県負担金	1 介護給付 費金	16,984,320	16,538,789	445,531	2.7
			2 地域支援 事業交 付金	789,970	766,239	23,731	3.1
		2 地域医療 総合基 礎事業 補助金	1,725	1,709	16	0.9	
	6 財産収入	1 財産運用 収入	1 利子及び 配当金	18,685	11,565	7,120	61.6

説 明

千円

介護給付費準備基金利子収入

(歳入)

予算案 説明書 (その 二) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予算額 (A)	令和7年度 予算額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
36	7 繰入金	1 一般会計 繰入金	1 一般会計 繰入金	21,295,219	20,671,670	623,549	3.0
37		2 介護給付費 準備基金 繰入金	1 介護給付費 準備基金 繰入金	510,708	26,874	483,834	著増
	8 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	783,000	835,000	△ 52,000	△ 6.2
	9 諸収入	1 延滞金、 加算金 及び過料	1 延滞金、 加算金 及び過料	478	757	△ 279	△ 36.9
		2 保険料収入	1 保険料収入	69,786	64,628	5,158	8.0
		3 雑入	1 介護給付費 返還金	1	1	-	-
37 、 38			2 雑入	1,045	1,082	△ 37	△ 3.4
歳入合計				131,591,539	127,858,472	3,733,067	2.9

説 明	
	千円
介護給付費準備基金受入金	
前年度繰越金	
税外収入延滞金	
1. 雇用保険料収入	3,944
2. 厚生年金保険料収入	65,842
1. 滞納処分費	1
2. その他の雑入	1,044

(歳出)

予算案 説明書 (その 二) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予算額 (A)	令和7年度 予算額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
40 ～ 43	1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	3,882,509	3,729,966	152,543	4.1
42 ～ 43			2 災害臨時 特例費	724	738	△ 14	△ 1.9
42 ～ 49	2 保険給付費	1 介 サービス 諸 護 等 費	1 介 サービス 給 付 護 等 費	120,277,674	116,846,783	3,430,891	2.9

() 内は前年度予算額

説 明		
		千円
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・341人(うち会計年度任用職員・144人)		2,162,094 (2,101,221)
2. 一般管理費 (要介護認定費、要介護認定事務センター運営、賦課徴収費 等)		1,720,415 (1,628,745)
[関連歳入		
(2) 使用料及び手数料	13,319	
介護サービス事業者指定申請等手数料	11,942	
介護サービス事業者指定申請等手数料収入証紙収入	1,377	
(3) 国庫支出金	45,668	
介護保険事業費補助金		
(5) 県支出金	1,725	
地域医療介護総合確保基金事業補助金		
(9) 諸収入	52,094	
税外収入延滞金	478	
雇用保険料収入	2,927	
厚生年金保険料収入	48,686	
介護給付費返還金	1	
滞納処分費	1	
その他の雑入	1	
[関連歳入		
(3) 国庫支出金	623	
調整交付金	499	
介護保険災害臨時特例補助金	124	
1. 居宅介護サービス等費	53,301,743 (51,648,472)	
2. 地域密着型介護サービス等費	23,817,312 (22,648,701)	
3. 居宅介護サービス計画等費	6,585,927 (6,370,331)	
4. 施設介護サービス費	29,800,447 (29,556,962)	
5. 福祉用具購入等費	211,379 (203,252)	
6. 住宅改修等費	434,476 (425,471)	
7. 高額サービス等費	3,215,342 (3,128,816)	
8. 高額医療合算介護サービス費	464,841 (452,326)	
9. 特定入所者介護サービス等費	2,363,531 (2,332,221)	
10. 審査支払手数料	82,676 (80,231)	

(歳出)

予算案 説明書 (その 二) の掲載 ページ	款	項	目	令和 8 年度 予 算 額 (A)	令和 7 年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
42 ～ 49			（ 1 介 護 サ ー ビ ス 給 付 費 ）				
48 ～ 51	3 地 域 支 援 費 事 業	1 地 域 支 援 費 事 業	1 介 護 予 防 ・ 活 日 常 生 活 支 援 業 務 費 事 業	4,939,592	4,799,776	139,816	2.9
50 ～ 53			2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 費 事 業	912,628	878,696	33,932	3.9

説 明		千円
関連歳入 (3) 国庫支出金 介護給付費負担金 調整交付金 (4) 支払基金交付金 介護給付費交付金 (5) 県支出金 介護給付費負担金		26,676,474 22,105,923 4,570,551 32,474,971 16,984,320
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・23人(うち会計年度任用職員・23人)	107,921 (96,777)
2. サービス・活動事業費	4,309,253 (4,224,145)
3. 一般介護予防事業費	522,418 (478,854)
ア 介護予防普及啓発事業費 (介護予防教室、フレイル予防啓発事業、フレイル予防教室 等)	56,389 (67,646)
イ 通いの場等支援事業費	36,133 (7,038)
ウ 介護予防推進事業 (介護予防推進事業 等)	429,896 (404,170)
関連歳入 (3) 国庫支出金 地域支援事業交付金 介護保険保険者努力支援交付金 (4) 支払基金交付金 地域支援事業支援交付金 (5) 県支出金 地域支援事業交付金 (9) 諸収入 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入		1,360,417 1,173,635 186,782 1,331,436 616,401 8,325 467 7,858
1. 一般職職員給与費等 一般職職員・28人(うち会計年度任用職員・28人)	127,539 (120,123)
2. 包括的支援事業費 (在宅医療・介護連携推進事業、地域ケア会議 等)	95,892 (94,389)
3. 任意事業費 (おむつサービス事業、緊急通報体制整備事業、成年後見制度利用支援事業(高齢者) 等)	689,197 (664,184)

(歳出)

予算案 説明書 (その 二) の掲載 ページ	款	項	目	令和8年度 予 算 額 (A)	令和7年度 予 算 額 (B)	差引増減(△) (A) - (B) (C)	対前年度 伸 率 (C) / (B)
				千円	千円	千円	%
50 ～ 53			2 包 括 的 支 援 意 費 事 業 費				
52 ～ 55	4 基金積立金	1 基金積立金	1 介 護 給 付 費 金 準 備 基 金 積 立 金	18,685	11,565	7,120	61.6
54 ～ 55	5 諸 支 出 金	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1 第 1 号 被 保 険 者 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	82,000	85,000	△ 3,000	△ 3.5
			2 償 還 金	783,000	835,000	△ 52,000	△ 6.2
		2 繰 出 金	1 一 般 会 計 繰 出 金	694,727	670,948	23,779	3.5
歳 出 合 計				131,591,539	127,858,472	3,733,067	2.9

説 明		千円
関連歳入 (3) 国庫支出金 地域支援事業交付金 (5) 県支出金 地域支援事業交付金 (9) 諸収入 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入 その他の雑入	347,153 173,569 10,891 550 9,298 1,043	
介護給付費準備基金積立金		
関連歳入 (6) 財産収入 介護給付費準備基金利子収入	18,685	
第1号被保険者償還金及び還付加算金		
償還金		
一般会計繰出金		
関連歳入 (3) 国庫支出金 保険者機能強化推進交付金 (4) 支払基金交付金 地域支援事業支援交付金	82,505 121,581	

(4) 債務負担行為

会計名	予算案 説明書 (その 二) の掲載 ページ	事 項	限 度 額	前年度までの支出(見込)額	
				期 間	金 額
一 般 会 計	352	市 民 福 祉 プ ラ ザ 照 明 設 備 更 新 工 事	94,462	—	—
	353				
			千円		千円

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源又は 当該事業財源
期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円
令和 9 年 度	94,462	—	85,000	—	9,462

(5) 負担金、補助及び交付金

○負担金(共益費負担金、附帯設備費負担金、諸会議費負担金、工事費負担金、給付費負担金等を除く)

(単位:千円)

会計	目	名称	交付先	R8年度	R7年度	差引増減(△)	備考(増減理由)	
一般会計	社会福祉 総務費	福祉のまちづくり推進大会負担金	福岡市福祉のまちづくり推進大会	2,736	2,720	16		
	高齢福祉 総務費	アクティブエイジング推進負担金	アラカンフェスタ実行委員会	8,700	8,700	-		
		高齢者福祉大会等負担金	福岡市高齢者保健福祉大会	844	793	51		
		福岡アジア高齢社会デザイン協議会負担金	福岡アジア高齢社会デザイン協議会	-	1,888	△ 1,888		
		ユマニチュード推進事業負担金	国境なきユマニチュード推進本部	57,951	34,380	23,571	ユマニチュードに関する国際会議の開催等に伴う増	
		福岡100ラボ事業負担金	福岡地域戦略推進協議会	6,723	6,723	-		
	障がい 保健 福祉費	障がい者スポーツ大会負担金	福岡市障がい者スポーツ大会	180	180	-		
		障がい者ボウリング大会福岡負担金	障がい者ボウリング大会福岡実行委員会	1,453	1,453	-		
		心身障害者扶養保険特別調整費	独立行政法人 福祉医療機構	83,216	83,216	-		
	保護費	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業負担金	社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	13,203	13,341	△ 138		
		オンライン資格確認等運営負担金	社会保険診療報酬支払基金	4,306	3,947	359		
	負担金 計				179,312	157,341	21,971	

○補助及び交付金

(単位：千円)

会計	目	名称	交付先	R8年度	R7年度	差引増減(△)	備考(増減理由)	
一般会計	社会福祉総務費	社会福祉協議会地域福祉推進事業費補助金	社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会	470,713	475,086	△ 4,373	補助対象経費の減	
		福岡市地域保健福祉振興基金事業補助金		41,229	41,349	△ 120		
		独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金		-	106	△ 106		
		社会福祉施設寄附金事業補助金		430	430	-		
		日常生活自立支援事業補助金		108,809	103,026	5,783	補助対象経費の増	
		やすらかバック事業等終活支援事業補助金		18,564	18,215	349		
		冷泉公園戦災記念碑対応補助金		8,336	-	8,336	新設	
		福岡市民生委員児童委員協議会補助金		福岡市民生委員児童委員協議会	51,256	49,121	2,135	アプリ導入支援による増
		福岡市戦没者等遺家族援護事業補助金		戦没者等遺家族援護事業を継続的に行っている団体	3,500	3,500	-	
		福岡市原爆被害者等援護事業補助金		原爆被害者等援護事業を継続的に行っている団体	2,050	2,050	-	
		交通遺児等援護事業補助金		交通遺児等援護事業を継続的に行っている団体	450	450	-	
		福岡市中国残留邦人等地域生活支援事業費補助金		中国残留邦人等	3,000	3,000	-	
		福岡市ベンチ購入費補助金		地権者等	1,800	1,800	-	
	福岡市移動スーパー参入促進費補助金	事業者等	1,500	1,500	-			
	福岡市生活困窮者支援活動事業費補助金	生活困窮者の支援を行うNPO法人等	2,500	2,000	500			
	高齢福祉総務費	ふくふくクラブ福岡活動事業補助金	単位老人クラブ	35,712	36,864	△ 1,152	見込み数の減	
		ふくふくクラブ福岡運営及び事業補助金	公益社団法人 福岡市老人クラブ連合会	89,033	85,979	3,054	活性化支援による増	
		福岡市高齢者の生きがいと健康づくり推進事業補助金		962	962	-		
		福岡市軽費老人ホームサービスの提供に要する費用補助金	社会福祉法人	662,470	630,823	31,647	単価改定による増	
		福岡市高齢者就業機会確保事業費補助金	公益社団法人 福岡市シルバー人材センター	79,658	79,658	-		
		福岡市介護施設等整備費補助金	介護サービス事業者	815,861	1,260,619	△ 444,758	補助対象経費の減	
		全国健康福祉祭参加事業福岡市実行委員会補助金	全国健康福祉祭参加事業福岡市実行委員会	16,049	11,317	4,732	全国健康福祉祭の開催地変更による増	
		福岡市児童福祉施設等産休等代替職員制度	民間社会福祉施設	159	377	△ 218		
福岡市介護保険サービス等利用者負担金の社会福祉法人等による軽減制度に対する助成事業補助金		介護保険等利用者負担軽減を実施する社会福祉法人等	23,193	20,748	2,445	補助対象経費の増		
福岡市介護保険離島交通費補助金		島外に所在する指定居宅サービス等事業者	878	1,011	△ 133			
福岡市地域保健福祉振興基金事業補助金	社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会	8,583	8,562	21				

(単位：千円)

会計	目	名称	交付先	R8年度	R7年度	差引増減(△)	備考(増減理由)
一般会計	障がい保健福祉費	福岡市身体障害者福祉協会運営費補助金	社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会	3,555	2,555	1,000	政令指定都市身体障害者福祉団体連絡協議会の本市開催に伴う増
		福岡市障がい者社会参加推進センター運営事業補助金		7,000	7,000	-	
		福岡市手をつなぐ育成会運営費補助金	社会福祉法人 福岡市手をつなぐ育成会	800	800	-	
		全国障害者スポーツ大会九州ブロック予選会補助金	本市内で開催される九州ブロック予選会の実施者	200	200	-	
		障がい者スポーツ等活動推進事業補助金	福岡市障がい者スポーツ協会	43,129	35,127	8,002	全国障害者スポーツ大会の開催地変更による増
		福岡市障がい者作品展補助金	福岡市障がい児・者美術展実行委員会	1,470	1,470	-	
		福岡市地域活動支援センターI型運営費補助金	地域活動支援センター運営団体	146,195	140,749	5,446	補助対象経費の増
		福岡市地域活動支援センター補助金		139,816	147,756	△ 7,940	見込数の減
		福岡市社会福祉施設等施設整備費補助金(障がい)	社会福祉法人等	40,507	64,800	△ 24,293	補助対象事業者の減
		福岡市障がい者グループホーム設置費補助金	グループホーム設置事業者等	39,300	49,100	△ 9,800	見込数の減
		福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金	グループホーム運営事業者	189,353	104,260	85,093	見込数の増
		福岡市社会福祉事業団事務局運営費補助金	社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団	19,086	38,991	△ 19,905	退職予定者の減
		福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金	障がい福祉サービス事業所	14,000	4,000	10,000	最重度の障がいの受入れ施設設置促進に伴う増
		福岡市障がい福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金	障がい者支援施設事業者	9,037	9,150	△ 113	
		福岡市重度障がい者受入促進補助金	障がい福祉サービス事業所	88,923	-	88,923	新設
		福岡市医療的ケア児者短期入所受入促進補助金	障がい福祉サービス事業所	7,261	-	7,261	新設
		介護	福岡市認知症介護指導者フォローアップ研修事業補助金	研修生を派遣する介護保険施設、居宅介護サービス事業者等	78	78	-
福岡市認知症介護指導者養成研修事業補助金			350	350	-		
福岡市認知症カフェ開設支援事業補助金	認知症カフェ開設者		1,650	1,650	-		
補助金 計				3,198,405	3,446,589	△ 248,184	
-	-	-	-	-	-	-	
交付金 計				-	-	-	

2 条例案

議案第 68 号

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

令和 7 年度税制改正（給与所得控除の最低保障額の引上げ）に伴い、第 9 期介護保険事業計画期間における一時的な保険料収入不足を防ぐ趣旨で、国において介護保険法施行令の一部改正が行われたことを踏まえ、所要の改正を行う必要があるもの。

2 改正内容

第 1 号保険料について、令和 7 年度税制改正により保険料段階に影響が生じないように、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法等の特例を設けるもの。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

4 福岡市介護保険条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第 1 条～第 21 条（略） 附 則	第 1 条～第 21 条（略） 附 則
第 1 条～第 14 条（略） 新設	第 1 条～第 14 条（略） <u>（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）</u> 第 15 条 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第 294 条第 3 項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率

の算定についての第9条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。)」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項(第6号ア、第7号ア、

第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。)」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、

同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

	<p>第16条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</p> <p>(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）</p> <p>(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合</p> <p>イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合</p> <p>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改</p>
--	---

正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）第14条の2に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、福岡市市税条例第14条の2に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、福岡市市税条例第14条の2に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項の規

<p>以下略</p>	<p><u>定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p> <p><u>(令和8年度における普通徴収の特例)</u></p> <p><u>第17条 令和8年度の各納期において納付すべき保険料の納付額は、第12条第1項の規定にかかわらず、市長が定める。</u></p> <p><u>(令和8年度における保険料の減免に関する特例)</u></p> <p><u>第18条 附則第16条の規定により令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなされた者のうち令和7年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者に係る第18条第1項第5号の規定による保険料の減免については、市長が特に認める場合は、同条第2項の規定は適用しない。</u></p> <p>以下略</p>
------------	---

参考資料

介護保険法施行令（抄）

※下線部分が改正部分

改正前	改正後
<p>第1条～第59条（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第22条（略）</p> <p>（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）</p> <p>第23条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。_____）に所得税法第28条第1項に規定する給与所得_____又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第38条第1項（第6号イ、第7号イ及び第8号イに係る部分に限る。）及び第39条第1項（第6号イ、第7号イ、第8号イ及び第9号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、第38条第1項第6号イ中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、<u>所得税法第28条第1項に規定する給与所得</u>_____及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし」とする。</p> <p>2～3（略）</p> <p>新設</p>	<p>第1条～第59条（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第22条（略）</p> <p>（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）</p> <p>第23条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。次条及び附則第25条において同じ。）に<u>給与所得（所得税法第28条第1項に規定する給与所得をいう。次条及び附則第25条において同じ。）</u>又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第38条第1項（第6号イ、第7号イ及び第8号イに係る部分に限る。）及び第39条第1項（第6号イ、第7号イ、第8号イ及び第9号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、第38条第1項第6号イ中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、<u>給与所得（所得税法第28条第1項に規定する給与所得をいう。次条及び附則第25条において同じ。）</u>及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし」とする。</p> <p>2～3（略）</p> <p><u>（令和8年度の保険料率の算定に関する所得</u></p>

の額の算定方法の特例)

第 24 条 第 1 号被保険者(令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第 294 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。)のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満である者に限る。)の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 22 条の 2 第 4 項(第 1 号に係る部分に限る。)、第 38 条第 1 項(第 1 号ハ、第 2 号イ、第 4 号イ、第 6 号イ、第 7 号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ及び第 12 号イに係る部分に限る。)及び第 39 条第 1 項(第 1 号ハ、第 2 号イ、第 4 号イ、第 6 号イ、第 7 号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ及び第 13 号イに係る部分に限る。)の規定の適用については、第 22 条の 2 第 4 項第 1 号中「第 6 項第 1 号、第 29 条の 2 の 2 第 9 項、第 38 条第 1 項第 1 号ハ、第 2 号イ及び第 4 号イ並びに第 39 条第 1 項第 1 号ハ、第 2 号イ及び第 4 号イ」とあるのは「第 6 項第 1 号並びに第 29 条の 2 の 2 第 9 項」と、第 38 条第 1 項第 1 号ハ中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第 2 項の規定によって計算した金額(租税特別措置法第 41 条の 3 の 11 第 2 項の規定による控除

が行われている場合には、その控除前の金額) から 10 万円を控除して得た額 (当該額が零を下回る場合には、零とする。) に令和 7 年中の所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等の収入金額から 55 万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号イ及び第 4 号イ並びに次条第 1 項第 1 号ハ、第 2 号イ及び第 4 号イにおいて同じ。) 」と、同項第 6 号イ中「合計所得金額をいい」とあるのは「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に令和 7 年中の同条第 1 項に規定する給与等の収入金額から 55 万円を控除して得た額を加えた額によるものとし」とする。

2 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者 (同年中の給与等の収入金額が 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満である者に限る。) の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 22 条の 2 第 4 項第 1 号、第 38 条第 1 項 (第 1 号ハ、第 2 号イ、第 4 号イ、第 6 号イ、第 7 号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ及び第 12 号イに係る部分に限る。) 及び第 39 条第 1 項 (第 1 号ハ、第 2 号イ、第 4 号イ、第 6 号イ、第 7 号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ及び第 13 号イに係る部分に限る。) の規定の適用については、第 22 条の 2 第 4 項第 1 号中「第 6 項第 1 号、第 29 条の 2 の 2 第 9 項、第 38 条第 1 項第 1 号ハ、第 2 号イ及び第 4 号イ並びに第 39 条第 1 項第 1 号ハ、第 2 号イ及び第 4 号イ」

とあるのは「第6項第1号並びに第29条の2の2第9項」と、第38条第1項第1号ハ中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額(租税特別措置法第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号イ及び第4号イ並びに次条第1項第1号ハ、第2号イ及び第4号イにおいて同じ。)」と、同項第6号イ中「合計所得金額をいい」とあるのは「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第22条の2第4項第1号、第38条第1項(第1号ハ、第2号イ、第4号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ及び第12号イに係る部分に限る。)及び第39条第1項(第1号ハ、第2号イ、第4号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イに係る部分に限る。)の規定の適用については、第22条の2第4項第1号中「第6項第1号、第29条

の2の2第9項、第38条第1項第1号ハ、第2号イ及び第4号イ並びに第39条第1項第1号ハ、第2号イ及び第4号イ」とあるのは「第6項第1号並びに第29条の2の2第9項」と、第38条第1項第1号ハ中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額（租税特別措置法第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。第38条第1項第6号イにおいて同じ。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号イ及び第4号イ並びに次条第1項第1号ハ、第2号イ及び第4号イにおいて同じ。）」と、同項第6号イ中「合計所得金額をいい」とあるのは「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額を控除して得

た額を加えた額によるものとし」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第25条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第38条第1項及び第39条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

一 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

二 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

ロ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ハ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

三 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のイからハまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

イ 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

ロ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ハ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65

<p>以下略</p>	<p><u>万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第38条第1項及び第39条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p> <p>以下略</p>
------------	---

3 組織編成案

【凡例】 変更

令和7年度 (R7.4.1現在)	令和8年度 (R8.4.1現在)
福祉局 212 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> 5部 20課 45係 16主査 ※会計年度任用職員 任期1年176名、任期1年未満7名 </div>	福祉局 202 (▲10) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> 5部 18課 45係 13主査 ※会計年度任用職員 任期1年184名 </div>
総務企画部 19 <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 9 (総務係、財務係、社会係) — 政策推進課 6 (計画・調整係、ICT管理係) — 福岡100推進課 3 【ユマニチュード推進課長が兼務】 (推進係) — 課長※福岡100推進 — 【保健医療局総務企画部保健医療政策課長が兼務】 (主査※福岡100推進) 	総務企画部 19 <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 9 (総務係、財務係、社会係) — 政策推進課 6 (計画・調整係、ICT管理係) — 福岡100推進課 3 【ユマニチュード推進課長が兼務】 (推進係) — 課長※福岡100推進 — 【保健医療局総務企画部保健医療政策課長が兼務】 (主査※福岡100推進)
ユマニチュード推進部 12 【総務企画部長が兼務】 <ul style="list-style-type: none"> — ユマニチュード推進課 5 (地域普及推進係、主査※国際展開推進) — 認知症支援課 7 (認知症支援係、普及啓発推進係、主査※活躍推進) 	ユマニチュード推進部 12 【総務企画部長が兼務】 <ul style="list-style-type: none"> — ユマニチュード推進課 5 (地域普及推進係、主査※国際展開推進) — 認知症支援課 7 (認知症支援係、普及啓発推進係、主査※活躍推進)
生活福祉部 59 <ul style="list-style-type: none"> — 生活福祉課 6 (生活福祉係、生活支援係、主査※包括支援推進) — 保護課 15 (保護係、運営係、監査係) — 地域共生課 10 (地域共生係、主査※地域活動支援、地域福祉係、 バリアフリー推進係) — 地域包括ケア推進課 13 (地域包括ケア推進係、地域包括支援センター係、 高齢者権利擁護係、介護予防係、主査※普及展開) — 課長※臨時特別給付金 7 【保護課長が兼務】 (主査※事業推進、主査※業務) — 部長※調整給付 — 【財政局税務部長が兼務】 — 課長※調整給付 7 【財政局税務部課長※税務システム刷新が兼務】 (主査※総務、主査※業務、主査※事業推進) 	生活福祉部 47 (▲12) <ul style="list-style-type: none"> — 生活福祉課 6 (政策推進係、生活福祉係) — 保護課 16 (+1) (保護係、運営係、監査係、<u>主査※追加給付</u>) — 地域共生課 10 (地域共生係、主査※地域活動支援、地域福祉係、 バリアフリー推進係) — 地域包括ケア推進課 14 (+1) (地域包括ケア推進係、地域包括支援センター係、 高齢者権利擁護係、介護予防係、主査※普及展開) — × 課長※臨時特別給付金 (▲7) — × 部長※調整給付 — × 課長※調整給付 (▲7)

令和7年度 (R7.4.1現在)	令和8年度 (R8.4.1現在)
<p>— 高 齢 社 会 部 70</p> <ul style="list-style-type: none"> — 高 齢 社 会 政 策 課 10 (企画調整係、福祉人材係、施設係) — 介 護 保 険 課 22 (介護計画係、保険給付係、介護認定係、主査※認定審査、主査※重度化防止推進、主査※介護保険システム刷新) — 高 齢 福 祉 課 11 (在宅支援係、社会参加推進係、就業・創業支援係) — 事 業 者 指 導 課 26 (施設指導係、在宅指導係、主査※指導調整、監査指導係) <p>— 障 が い 者 部 51</p> <ul style="list-style-type: none"> — 障 が い 企 画 課 13 (施策企画係、主査※工賃向上、施設管理係、障がい福祉システム係、差別解消・交流係) — 障 が い 在 宅 福 祉 課 16 (地域生活支援係、自立助成係、訪問サービス指導係) — 障 が い 施 設 福 祉 課 14 (施設指導第1係、施設指導第2係、重度障がい者支援係) — 障 が い 者 更 生 相 談 所 7 (身体障がい者相談判定係、知的障がい者相談判定係) 	<p>— 高 齢 社 会 部 70</p> <ul style="list-style-type: none"> — 高 齢 社 会 政 策 課 10 (企画調整係、福祉人材係、施設係) — 介 護 保 険 課 22 (介護計画係、保険給付係、介護認定係、主査※認定審査、主査※重度化防止推進、主査※介護保険システム刷新) — 高 齢 福 祉 課 12 (+1) (在宅支援係、社会参加推進係、就業・創業支援係) — 事 業 者 指 導 課 25 (▲1) (施設指導係、在宅指導係、主査※指導調整、監査指導係) <p>— 障 が い 者 部 53 (+2)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 障 が い 企 画 課 15 (+2) (施策企画係、主査※工賃向上、施設管理係、障がい福祉システム係、差別解消・交流係、主査※支援調整、主査※障がい者スポーツセンター検討) — 障 が い 在 宅 福 祉 課 16 (地域生活支援係、自立助成係、訪問サービス指導係) — 障 が い 施 設 福 祉 課 14 (施設指導第1係、施設指導第2係、重度障がい者支援係) — 障 が い 者 更 生 相 談 所 7 (身体障がい者相談判定係、知的障がい者相談判定係)